

金融商品取引法と商品先物取引・商品ファンド 商品先物取引にも準用

編集部

金融商品取引法が2006年5月16日、国会で可決、成立し、来年夏にも施行される見通しになりました。この法律は商品先物取引や商品ファンドにも大きな影響を与えるのは必至です。その概要を探ってみましょう。

金融商品取引法には入らない

金融商品取引法はかつて「金融サービス市場法」ともいわれました。基本的には証券取引法を改正し、拡大したものです。銀行法、保険業法、商品取引所法などは入っていません。商品先物取引を規定している法律は商品取引所法なので、直接的には影響は少ないようにみえますが、実際は違います。銀行法、保険業法、商品取引所法などは、「利用者保護のルールについて、基本的に金融商品取引法と同様の規制を準用する」となっているからです。

準用とは法律用語で、同じような規制をするという意味です。金融商品取引法と商品取引所法での異なった部分については法改正が行われる公算が大きく、金融商品取引法によって商品先物取引は規制される可能性があります。

金融商品取引法は実は集団的投資スキーム（ファンド）を包括的に対象とするのが本来

の趣旨でした。村上ファンドをみるまでもなく、ファンドが市場をかき乱し、経済社会の一部に混乱を引き起こしました。そこでファンドを規制しようというものでした。ファンドには規定すべき法律がないファンドがあったうえ、それと同様に法の網から漏れていた金融商品が数多くありました。

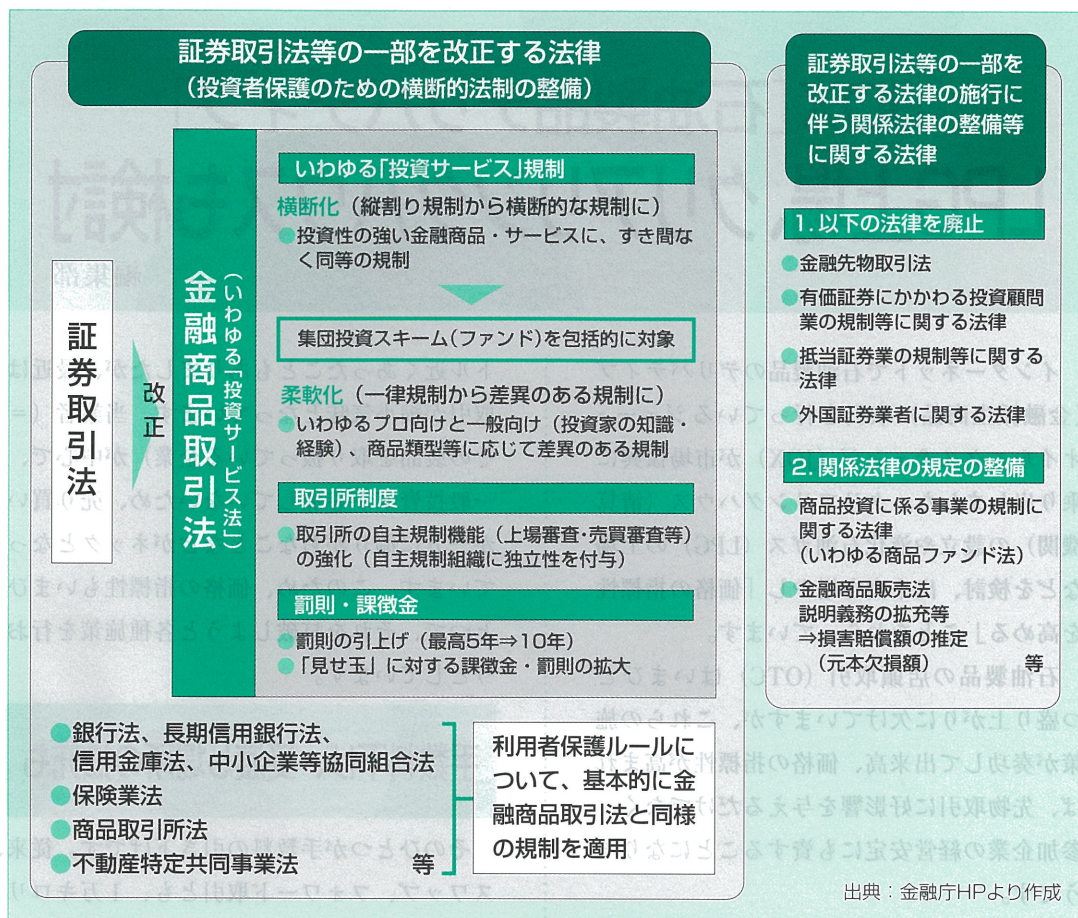
目的は法の隙間をなくす

そこで、「投資性の強い金融商品・サービスなどに隙間なく、同等の規制を行う」のがねらいでした。いい換えると、これまでは金融商品ごとに縦割りの法律があり、法律のないものもあったので、「金融商品取引法という横断的な法律を作り、一律に規制する」というものともいえます。

また、これまでは一般投資家とプロの投資家は同じように規制されていましたが、今後、規制に差をつける、いわゆる柔軟化が行われます。

さらに、取引所の自主規制機能の強化を行い、罰則、課徴金も引き上げます。例えば、従来証券取引法では懲役は最高5年だったものが10年になります。

ここで注意したいのは商品先物取引は金融商品取引法に入らなかったものの、商品ファ



ンドは入ったということです。商品ファンドは、村上ファンドなどと異なり、「商品投資に係わる事業の規制に関する法律(通称商品ファンド法)」という法律で規制されていました。

しかし、今後、金融商品取引法が施行されると、商品ファンド法も改正されることになります。この結果、今まで運用できなかった各種金融先物取引でも運用ができるようになります。米国のマネーゾドフューチャーズはすでに商品投資以外でも運用できるようになっており、日本の商品ファンドも米国並みに運用が自由になり、より購入者の期待にそえるようになるといえるでしょう。

こうみると、商品先物取引と商品ファンドの間で法律が異なることから、商品先物取引の委託者、商品ファンドの購入者など2つの金融商品の利用者の間で保護に差が出るかのように思われますが、それは違います。前に述べたように商品取引所法にも金融商品取引法は準用されるので、利用者の間で保護に差が出ることはありません。しかも、商品先物取引にはクリアリングハウス、商品先物取引委託者保護基金、分離保管の徹底など、委託者の取引を円滑にし、資産保全のためにいろいろな仕組みが用意されています。金融商品取引法の施行で、商品先物取引の委託者保護はさらに進むといえるでしょう。